

東吾妻中学校体育施設更新基本計画策定業務委託  
仕様書

**1 業務名称**

東吾妻中学校体育施設更新基本計画策定業務委託(以下、「本業務」という。)

**2 適用**

東吾妻中学校体育施設更新基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下、「プロポーザル実施要領」という。)の他、本仕様書(以下、「委託仕様書」という。)についても、本業務に適用する。

**3 本業務実施上の留意事項等**

(1) 技術者の配置

本業務を受託したもの(以下「受託者」という。)は、本業務に係る基本計画策定において、発注者の方針や意向を十分に理解し、プロポーザル実施要領3(10)及び委託仕様書7(1)に示す管理技術者をはじめ、専門性の高い技術力を有する者を適切に配置し、本業務にあたるものとする。

(2) 法令等の遵守

受託者は、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係、及び、倫理性の保持を徹底すること。また、東吾妻中学校体育施設整備事業(以下、「本事業」という。)に関連する事業者から、常時完全に独立する立場の維持を徹底することとし、本業務における所定の条件を踏まえるとともに、本業務の実施にあたり、本事業に係る関係諸法令、及び関連条例等の遵守を徹底すること。

(3) 業務遂行

受託者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。また、本業務の遂行にあたり、本事業における発注者の方針や意向を満足する上で、当然必要な業務であると発注者が考えるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。

**4 履行期間**

契約締結日から令和8(2026)年2月27日(金)まで

## 5 業務対象

### (1) 業務内容

東吾妻中学校内にある体育館、武道場の老朽化及びグラウンドの不具合が進む状況にある。町内唯一の中学校であり、このような状況下において、現在の町内中学生の教育環境を維持しつつ、時代に見合った、より良い教育環境の実現に向けて、体育施設等の更新を計画している。

今回、体育施設等の更新にあたり、中学校体育施設(体育館、武道場、グラウンド)に関する様々な知見や知識をもって、次年度以降に実施する実施設計に向けて実効性のある基本計画を策定することを目的としている。

### (2) 既存の体育施設の概要

| 施設名             | 竣工年        | 構造・規模   | 延床面積                  | 主な劣化                            |
|-----------------|------------|---------|-----------------------|---------------------------------|
| 体育館             | 1977 年 3 月 | 鉄骨造 2 階 | 1,556 m <sup>2</sup>  | ・鉄骨のサビや塗装剥離<br>・天井ボード劣化<br>・漏水跡 |
| 武道場             | 1977 年 3 月 | 鉄骨造 平屋  | 341 m <sup>2</sup>    | ・鉄骨のサビや塗装剥離<br>・漏水跡             |
| グラウンド<br>(運動用地) | -          | -       | 20,745 m <sup>2</sup> | ・不陸(排水不良)                       |

### (3) 施設整備計画位置

東吾妻町大字原町 地内(現東吾妻中学校 敷地内)

### (4) 整備予定施設

体育館及び武道場の改築及びグラウンドの再整備(体育館及び武道場は複合化も検討)

### (5) 敷地条件

都市計画区域(第 1 種中高層住居専用地域)

運動用地(20,745 m<sup>2</sup>)の一部を使用(本業務で実施する現況測量にて確定する)

## 6 業務実施内容

### (1) 前提条件の整理

本業務の遂行に必要な資料を収集し、計画地における敷地条件、地質条件、建築基準法及び都市計画法等による制限の有無、インフラ整備状況、各種指導要綱上の条件等について整理すること。

### (2) 体育施設及びグラウンドの条件の整理及び検討

プロポーザル実施要領及び、以下について整理及び検討を行うこと。

- ① 必要諸室及び機能
- ② 適切な施設規模と配置(生徒の利用しやすさと教職員の働きやすさ)
- ③ 防災・防犯機能
- ④ ユニバーサルデザイン
- ⑤ 必要な設備機器類(環境配慮等)

- ⑥ 体育館及び武道館の別棟及び合棟(複合化)案の比較
  - ⑦ グラウンドの効果的な再整備手法(既存の状況確認含む)
  - ⑧ 敷地内及び敷地周辺の動線(歩行者、自転車、普通自動車(職員、来客)、給食配送車、スクールバス等)
  - ⑨ 校舎等配置計画(新体育施設、既存校舎、グラウンド、スクールバス昇降場所等含む)
  - ⑩ 駐車場(職員用、来客用)、生徒用駐輪場、正門及びその他の入口)
- (3) 体育施設整備比較案の作成
- (1)及び(2)を踏まえ、体育館及び武道館の別棟案及び合棟(複合化)案を作成し、メリット及びデメリットを含めて、各案の特徴を整理して提示すること。なお、概算事業費及び事業工程の比較も含めるものとする。
- (4) グラウンド整備比較案の作成
- (1)及び(2)を踏まえ、グラウンド整備案を複数案作成し、メリット及びデメリットを含めて、各案の特徴を整理して提示すること。なお、概算事業費及び事業工程の比較も含めるものとする。
- (5) 事業費の概算算出
- (1)から(4)の結果から示された発注者の体育施設及びグラウンド整備方針に対して整理を行い、工事費を含む事業費の概算を再度算定すること。
- (6) アンケート及び説明会の開催
- 生徒や関係者の意見やアイデアを収集し、分析・検討を行い、これを基本計画に反映すること。
- (7) 検討委員会開催支援
- 必要に応じて本業務履行期間内に実施される当該計画策定に関する検討委員会等に出席し、説明や質疑に真摯に対応すること。また、当該検討委員会等の結果を発注者の指示に従い計画に反映すること。
- (8) 国庫補助事業の提案とこれに適した仕様及び設備機器等の提案
- 本事業の遂行において、国庫補助事業として申請する予定であり、その申請に適した仕様及び設備機器等の検討及び提案を行うこと。
- (9) 基本計画書の作成
- 基本方針を定めるとともに、(1)から(6)の結果を反映した、最適な体育施設整備計画案が組み込まれた基本計画書を作成すること。
- (10) 施設予定地における現況測量の実施及び現況測量図の作成及び地質調査
- 新体育施設建設予定地及びグラウンド整備範囲の現況測量を実施し、現況測量図の作成を行い、その成果が実施設計資料となるものとする。
- また、建築確認申請対応可能な地質調査(ボーリング調査)を4か所(いずれも10メートル程度)行い、報告書を作成すること。
- (11) 施設整備計画改定支援
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)に基づき

作成される施設整備計画のうち、本町の小中学校に係る施設整備計画の作成及び見直しを支援すること。

(12) 打合せ協議等

上記作業を進めるにあたり、必要な打合を 5 回程度実施するものとする。

## 7 業務実施仕様

(1) 本業務の円滑な進捗を図るため、管理技術者は次に掲げる条件を全て満たすこと。

- ① 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)の規定に基づく一級建築士の資格を有する。
- ② 令和 7(2025)年 8 月 1 日時点で 3 か月以上雇用関係があること。
- ③ 過去 20 年間(平成 17(2005)年度から令和 6(2024)年度まで)に、元請けとして官公庁から発注された中学校の体育施設(校舎等を含むものも可とする建築物のうち、部室等の付属屋のみである場合は除く)における新築又は改築に係る基本計画策定業務委託又は実施設計業務委託を、管理技術者として経験した実績を有する。なお、類似用途として小学校又は義務教育学校の体育施設(校舎等を含むものも可とする建築物のうち、部室等の付属屋のみである場合は除く)における新築又は改築に係る基本計画策定業務委託又は実施設計業務委託の受託実績も認めるものとする。ただし、改修工事又は解体工事のみを対象とした事業は認めない。

(2) 受託者は、当該業務を誠実に履行するとともに、発注者の承認を得て業務を遂行する。

(3) 委託仕様書に記載されていない事項は、発注者と受託者で協議し決定する。

## 8 成果品

成果物等については以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

(1) 成果品の構成

- ① 業務報告書
- ② 東吾妻中学校体育施設更新基本計画(A4 版)
- ③ 上記①及び②に係る諸情報
- ④ 現況測量図
- ⑤ その他発注者が必要と認める資料
- ⑥ 上記①から⑤の電子データ

(2) 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(3) 成果品の補足、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により、補足及び修正を行うこととし、その費用については受託者の負担とする。

(4) 著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。

**9 その他**

(1) 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を、第三者に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

本業務の遂行にあたっては、個人情報の取り扱いについて十分注意すること。